一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

(令和7年度(2025年度) 東部環境工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である東部環境工場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

	· /C/3 O/C /3////////////////////////////				7/40/ 0 4/ - 7/		IZCI I/IN									
	区分		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
Г	焼却量	1号炉	t	7,722.88	7,697.29	8,364.64	7,904.32	3,871.93	6,412.25	9,063.77						51,037.08
L	况却里	2号炉	t	7,381.45	7,968.58	6,354.92	7,844.72	8,948.18	6,655.18	0.00						45,153.03
Г	合計焼却量		t	15,104.33	15,665.87	14,719.56	15,749.04	12,820.11	13,067.43	9,063.77						96,190.11

2 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の日平均値) ■規則 第4条の5第1項第2号 ト.リ.ヲ 関係

項目		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年 度 平均値
燃焼室中の燃焼ガス温	1号炉	°C	986	948	950	947	944	969	973						960
度※1	2号炉	°C	967	936	951	949	974	943	-						953
集じん器に流入する燃焼	1号炉	°C	169	169	170	170	170	169	170						170
ガス温度※2	2号炉	°C	169	169	169	169	170	169	-						169
排ガス中のCO濃度※3	1号炉	ppm	1	1	2	0	1	1	4						1
がカス中の00歳及次3	2号炉	ppm	3	2	2	1	1	2	-						2
備 考			連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定							

- ※1 別紙フロー図上の①にて測定
- ※2 別紙フロー図上の②にて測定
- ※3 別紙フロー図上の③にて測定

3 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 ヌ 関係

O. 7134 B. Int. 17737 C. C. E. Int. Int. Int. Int. Int. Int. Int. Int		
項目	1 号 炉	2 号 炉
冷 却 設 備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉					2号炉						
	本 規則但		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガスを採取した年月日			2025年4月24日	2025年6月25日	2025年8月4日				2025年4月24日	2025年6月25日	2025年8月4日	2025年9月18日		
結果が得られた年月日			2025年6月3日	2025年7月17日	2025年9月18日				2025年6月3日	2025年7月17日	2025年9月18日	2025年10月22日		
ばいじん濃度※4	0.08以下	g/m³ _N	0.01未満	0.01未満	0.01未満				0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満		
塩化水素濃度※4	700以下	mg∕ m³ _N	14	260	1				15	36	2	1未満		
温记外来减及水平	****	ppm	8	150	1未満				9	22	1	1未満		
窒素酸化物濃度※4	250以下	ppm	160	150	130				130	150	110	140		
硫黄酸化物濃度※4	K値14.5で測定 される排出基準	m³ _N /h	136.43	133.35	138.12				134.75	134.19	134.47	130.31		
佩貝酸化物辰度次4	測定値	m³ _N ∕h	0.48	0.07	0.12				0.73	0.05	0.03未満	0.12		
W. 01/45 El-6	例 上 世	ppm	8.3	1.3	2.1				13	0.9	0.5未満	2.4		

※4 別紙フロー図上の④にて測定

表記「法規制値」は大気汚染防止法の定めによるもの また、測定頻度は稼働2カ月で1回以上

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単 位	1号	号炉	2号炉		
色力		平 位	1回目	2回目	1回目	2回目	
排ガスを採取した年月日			2025年6月4日		2025年6月26日		
結果が得られた年月日			2025年10月3日		2025年10月3日		
排ガス中のダイオキ シン類濃度※4	1.0以下	ng-TEQ∕ m³ _N	0.022		0.032		

※4 別紙フロー図上の④にて測定

表記「法規制値」はダイオキシン類対策特別措置法の定めによるもの また、測定頻度は年1回以上

【検査項目等の説明】

・ばいじん :ものが燃焼する際に発生するすす、完全に燃焼した灰分、燃焼・熱分解による固形粒子をいう。

・塩化水素 :刺激臭を有する無色の気体で、塩化ビニル樹脂などの燃焼の際に発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。

・窒素酸化物 :燃料などの燃焼に伴って発生する。発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設など多種多様である。

・硫黄酸化物 :燃料などに含まれている硫黄分が燃焼の際に酸素と結合して発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。

・ダイオキシン類 :ものが燃焼する際に発生する有機化合物で、ごみ焼却、野焼きなど様々な発生源から副生成物として発生し、たばこの煙や自動車の排出ガスにも含まれる。

自然界でも発生することがあり、森林火災、火山活動などでも生じるといわれている。